

重要事項説明書

(地域密着型通所介護・
予防通所介護相当サービス)

事業者 : いきいきラウンジ 栄社

重要事項説明書並びに、契約書別紙

1 当事業所の特徴

(1) 目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な予防通所介護相当サービス及び地域密着型通所介護等を提供します。

(2) 運営の方針

当地域密着型通所介護事業所の運営にあたっては、居宅介護支援事業所及びその他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に務めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所名いきいきラウンジ栄社の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	八王子保健生活協同組合 指定通所介護事業所 いきいきラウンジ栄社
所在地	東京都東浅川 514 番地 9 号
介護保険指定番号	地域密着型通所介護事業・予防通所介護相当サービス (1392900856)
サービス提供地域	八王子市 の一部 (桐田町、東浅川町、初沢町、高尾町、裏高尾町、廿里町、狭間町、館町、散田町、めじろ台、西浅川町) ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間及びサービス提供時間と休業日

月 ～ 土 (営業時間)	午前 8 : 15 ~ 午後 5 : 45 (日曜・12 月 31 日～1 月 3 日を除く)
(サービス提供時間)	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 45 (日曜・12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1 名	0 名	1 名
生活相談員	社会福祉士・介護福祉士	4 名	1 名	5 名
看護職員	看護師・准看護師	0 名	7 名	7 名
介護職員	社会福祉士・介護福祉士・2 級介護員	4 名	5 名	9 名
機能訓練指導員	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 看護師・准看護師・あんまマッサージ指圧師 柔道整復師・鍼灸師	1 名	0 名	1 名

3 サービス内容

地域密着型通所介護計画等に沿って、日常生活動作全般にわたる介助、入浴・食事・送迎サービス及びレクリエーション、機能訓練その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料（地域密着型通所介護・予防通所介護相当サービス）

※別紙参照

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。介護保険適用外の料金として1 kmにつき 30 円。

但し、20 km以上は1 km増す毎に 35 円増しとする。

(3) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：042—673—5590)

利用日の前日午後 5 時 45 分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日午後 5 時 45 分までにご連絡がなかった場合	500 円

(4) 利用者様のご請求等について

・料金の支払い方法

1. 毎月月末締めとし、翌月 15 日前後に前月分の請求書を郵送します。

お支払い方法は、原則口座振替とさせていただきます。(毎月 27 日が引き落とし日となります)

他のお支払い方法をご希望な場合にはご相談ください。

2. 利用料金の滞納

ご利用料金が 2 ヶ月滞納し、ご請求にかかわらずお支払い頂けない場合には、サービスを中止させて頂くことがあります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月までに通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当組合が破産した場合、お客様は解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社から通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) サービスの中止

- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

6 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

- 1.事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。
- 2.事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保管します。
- 3.事業所に関する苦情については下記の相談窓口にご相談ください。

(1) 事業所名：八王子保健生活協同組合 指定通所介護事業所 いきいきラウンジ栄社

住所：東京都八王子市東浅川514番地9号

TEL：042-673-5590

担当：北村 博孝（不在時）担当：井上 ゆかり・石井 さくら

-（受付時間：月～土曜日 午前8時15分～午後5時45分）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八王子市役所 高齢者福祉課 住所：東京都八王子市元本郷町3-24-1

TEL：042-620-7420（直通）

国民健康保険団体連合会 住所：東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

介護保険部 相談指導課 介護相談窓口担当 TEL：03-6238-0177

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者は、永井栄治とし、火元責任者は当該とする。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は保守契約業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立ち合います。
- (4) 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害が最小限にとどまる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとします。
- (6) 防火管理者は職員に対して防火教育、消防訓練を年2回実施します。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上の必要から相当な範囲を超えたものにより、当事業所の職員の就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10 高齢者虐待防止の推進

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発の防止をするために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待を防止するために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、所属する職員に周知を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止の指針を整備します。
- (3) 事業所において、所属する職員に対して、虐待防止を図るための研修を定期的実施します。

11 感染症や災害への対応

1.事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

2.事業者は、感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止についての指針の整備を図ります。
- (3) 事業者において、感染症の予防及びまん延防止を目的とした研修及び訓練を定期的実施します。

12 法人の概要

法人名 八王子市保健生活協同組合
代表者 杉本 淳
本部所在地 東京都八王子市元八王子町3-2872-1
電話番号 042-661-4413

担当事業所以外の事業所

城山病院

はちせい健友クリニック

城山訪問看護ステーション

城山みなみ訪問看護ステーション

城山介護サービス

居宅介護支援事業所たかお

居宅介護支援事業所だいらく

八王子市地域包括支援センター高尾（八王子市受託事業）

小規模多機能 快杜（地域支援事業）

サテライト 悠杜

福祉用具サービス こもれび

城山介護24時間サービス

サテライト 24時間サービス

シルバーふらっと相談室館が丘（八王子市受託事業）

城山病院訪問リハビリ結生

城山病院通所リハビリ結生

通所介護事業所 いきいきラウンジ爽杜

以下八王子市内に17事業所。